

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場青果卸売場棟の空調設備について保守点検業務を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この保守点検業務は、青果卸売場棟空調設備の機能維持を図るために、当該機器の保守点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、保守点検作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この保守点検委託は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、保守点検業務の性格上、当然必要なものは実施する。

4 受託者は、業務完了後一年以内にこの委託業務に基づくものと判断される故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

5 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 保守とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。

2 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

3 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(本市係員)

第6条 係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに現場責任者を通知し、全体工程表を作成し、必要に応じ、経歴書、資格等の写しを係員に提出する。

2 受託者は保守点検終了後、点検報告書、点検記録簿、写真票、作業日報を提出する。ただし、保守点検内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、保守点検作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、保守点検作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 保守点検作業の作業時間は市場の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(保守点検用工器具等)

第10条 保守点検用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 表示ランプ、ヒューズ、ビス類、ボルト類、ビニルテープ、グリス、油脂類、ウエス、サンドペーパー、補修用塗料等、軽微な改修交換用品は、原則として受託者が用意する。ただし、一部において発注者が支給する場合は支給されたものを使用する。

(保守点検作業用電力及び保守点検作業用水)

第12条 保守点検作業用電力及び保守点検作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、係員、当施設従事者と工程等について事前に打合せをする。

(作業立会い)

第14条 受託者は、原則として係員又は当施設従事者、施設使用者の立会いのもと保守点検作業を行う。

2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分を点検、改修を行うときには、和歌山市中央卸売市場自家用電気工作物保安規程を遵守し、当施設の電気主任技術者の監督及び指導のもと実施する。

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び空調設備製作者の取扱い説明書記載点検整備仕様に基づき、中央卸売市場青果卸売場棟の空調設備について保守点検業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務場所の所在地及び名称)

第2条 履行場所は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(履行場所) 青果卸売場棟

(業務の履行)

第3条 受託者は、青果卸売場棟の空調設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類(現場説明を含む。)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、空調機、冷凍機製作者の取扱い説明書記載点検整備仕様に基づき、本市係員(以下「係員」という。)の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務の内容)

第4条 業務の内容は次のとおりとする。

1. 業務内容

- (1) 定期点検 a. 年1回
- (2) 緊急故障修理 a. 故障又は異常発生時による呼出し時に対応(随時)
- (3) 見積り業務 a. 修繕を行わなくてはならないとき(随時)

2. 定期点検

- (1) 保守点検整備仕様による標準点検・調整・清掃・注油・点検を行なう。
- (2) 運転時における室内温度の状態を点検する。
- (3) 室外空調・冷凍設備の熱交換器の油のにじみ、腐食の状態を点検する。
- (4) 室外空調・冷凍設備の熱交換器の損傷、異音、異常振動を点検する。
- (5) 空調機・冷凍機について、漏洩検知器、発泡液、蛍光剤等を用いて冷媒漏洩検査を行なう。
- (6) 点検時において軽微な不具合があるときは、係員の指示により調整、改修をする。
- (7) 点検時において軽微な消耗品を除いて、交換を要する部品は発注者の負担とする。

3. 緊急故障対応

- (1) 緊急事故又は異常発生時には、可能な限り臨時に応急復旧させること。
- (2) 故障又は異常発生時にはすべて受託者が調査し、簡単な修理・調整及び応急処置を行なうこと。
- (3) 緊急故障対応に係る交換用部品は、軽微な改修交換用品を除いて発注者が支給するものとする。

4. 見積り業務

- (1) 点検時において不良があるとき、又は経年劣化等により修繕を行わなくてはならない状態となったときは、係員の指示により不良箇所の調査及び修繕実施の見積りを行なう。

(点検数量)

第5条

1. 青果卸売場棟空調設備の保守点検すべき空調機は以下のとおりとする。

PAC

FHCP80FD×2台

RZRP160BYH×1台

ER

LVL8B×10台

LRLP15CH×5台

LVL10B×2台

LRLP10CH×2台

LVL15B×11台

LRLP15CH×11台

AC

F283ATAS-W×2台

R283AASE2×2台

GHP

FGXFP90NA×70台

FGXFP45NA×10台

FGXCP80EA×10台

FGXFP80NA×30台

FGXFP45NA×2台

FGXFP71NA×1台

室外機 21台

室内機 150台

合計 171台

※ビル用マルチガスヒートポンプ室外機の保守点検は本業務対象外

※配置については、別図を参照

(保守点検整備)

第6条

1. 点検内容

(1) 各部温度測定

(2) 各部圧力測定

(3) 電流、電圧測定

(4) 絶縁抵抗測定

(5) 冷媒配管系統漏洩点検（リークチェック）

(6) 各機器ドレン等漏水確認

(7) 熱交換器の汚れ度合いの点検

(8) 各部のねじの増し締め

(9) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に伴う定期点検

2. 清掃内容

- (1) 熱交換器の汚れ度合いの点検
- (2) エアフィルター等の清掃
- (3) 外装パネル簡易清掃
- (4) 設備本体の清掃
- (5) 塗装補修(錆止塗装含む)

3. 運転確認

- (1) 保護装置の作動確認
- (2) 機能部品の作動確認
- (3) 異常音・振動等の確認
- (4) 運転状態の点検調整

(その他)

第7条 市場内は常時稼働中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

1. 青果卸売場棟の1階卸売場各部屋の天井高は4.8m、仲卸売場共用通路の天井高は5.1mで2階各室の天井高は2.7mであるため、作業時に必要な高所作業車もしくはローリングタワー及び脚立、はしご等は受注者が用意すること。
2. 青果卸売場棟2階屋外室外機置場への経路は2階廊下から、行くことができるので、運搬時及び作業時は周囲に気を付けること。
3. 万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。
4. 現場責任者は、市場業務に支障を来たさないよう日程及び時間等を調整して作業工程を作成し、業務を履行しなければならない。
5. 現場責任者は、着手前に作業範囲、立入禁止区域等を定め、安全な業務履行を徹底し、事故防止に努めること。
6. 現場責任者は、作業前に安全上必要な措置を実施し、必要があれば関連箇所に危険防止の表示をすること。
7. 現場責任者は、業務を実施するに当たり、現場毎に作業の状況がわかるよう各工程別に写真に記録し、A4サイズに整理すること。
8. 本保守点検業務は、すべて本市の確認に合格すること。

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場青果卸売場棟空調設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、点検終了後、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- （賠償金等の徴収）
- 第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。
- （秘密の保持等）
- 第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （個人情報取扱特記事項の遵守）
- 第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。
- （和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この
限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させ
なければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1
項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示
に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な
方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理
状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるもの
とし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故
が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守
しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ
の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表
者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。